

川越市中小企業災害復旧資金融資利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和元年台風第19号（以下「台風第19号」という。）による被害を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者の早期復旧を図るため、復旧のために借り入れた災害復旧資金融資に係る利子について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の利子補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 取扱金融機関 銀行、信用金庫、信用組合、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の埼玉県内に所在する本店及び支店並びに市長が指定した埼玉県外の本店及び支店
- (3) 災害復旧資金融資 次に掲げる資金使途を運転資金及び設備資金とする融資であって、災害復旧のために実行されるものをいう。
 - ア 埼玉県中小企業制度融資要綱に規定する経営安定資金（大臣指定等貸付）、経営安定資金（知事指定等貸付）及び経営あんしん資金
 - イ 株式会社日本政策金融公庫の令和元年台風第19号特別貸付及び小規模事業者経営改善資金
 - ウ 株式会社商工組合中央金庫の令和元年台風第19号復旧支援つなぎ資金
 - エ 取扱金融機関のプロパー融資

(交付対象者)

第3条 利子補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす中小

企業者であって、令和元年10月12日から令和2年12月31日までに災害復旧資金融資が実行されたものとする。この場合において、第2号の要件に該当しない場合において、同号の要件に準じるものとして市長が特に必要と認めるときは、同号の要件を満たすものとみなす。

- (1) 台風第19号により市内に所在する施設、設備その他の事業用資産が直接の被害を受け、市が発行する被災証明書の交付を受けていること。
- (2) 災害復旧資金融資の申込みの日以前、事業所（個人にあつては、住所及び事業所）を1年以上引き続き市内に有し、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を1年以上継続して営んでいること。
- (3) 納期限が到来した市税に未納がないこと。
- (4) 他の地方公共団体等から台風第19号からの復旧のために借入れた融資に係る利子に対する補助金の交付を受けていないこと。
（利子補助金の交付期間）

第4条 利子補助金の交付期間は、災害復旧資金融資の初回利払日の属する月から実行当初の完済予定日の属する月までの間とする。ただし、10年間を限度とする。

（利子補助金の額）

第5条 利子補助金の額は、災害復旧資金融資に係る利子のうち、前条に規定する利子補助金の交付期間における各年の1月1日から12月31日までの間に取扱金融機関に支払った利子（返済の遅延により加算された延滞利子を除く。以下この条において同じ。）の全額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における利子補助金の額は、当該事由が生じた日の属する月までの間に取扱金融機関に支払った利子の全額とする。

- (1) 借入期間の延長、返済方法の変更等により実行当初の完済予定日を超えた場合
- (2) 廃業した場合

(3) その他利子の補助を行うことについて適当でないと市長が認める場合

(利子補助金の交付対象者等の認定)

第6条 市は、第3条に規定する利子補助金の交付対象となる中小企業者及び災害復旧資金融資等をあらかじめ認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けようとする中小企業者は、災害復旧資金融資の借入後速やかに、様式第1号に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

(1) 市が発行する台風第19号に係る被災証明書の写し

(2) 取扱金融機関に提出した災害復旧資金融資の借入申込書等の写し

(3) 災害復旧資金融資の実行を確認することができる書類

(4) 第3条第2号の要件を満たすことを確認することができる書類

(5) 市税に滞納がない旨の証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を確認し、第3条に規定する要件に該当すると認める場合にあっては様式第2号により、当該要件に該当しないと認める場合にあっては様式第3号により、申込者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条第3項の規定による認定を受けた中小企業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、様式第4号に次項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 認定に係る災害復旧資金融資の内容に変更があった場合

(2) 廃業した場合

(3) 第3条に規定する要件（同条後段に規定の適用を受けている場合は、当該適用を受けることとなった事由を含む。）に変更があった場合

2 様式第4号に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 様式第2号の写し

(2) 変更の内容を確認することができる書類

(申請書の様式等)

第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年2月末日とする。

3 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 様式第2号の写し

(2) 様式第6号又は各年の災害復旧資金融資に係る利子の償還状況を確認することができる取扱金融機関発行の証明書類

(3) 市税に滞納がない旨の証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

4 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項の記載は、要しない。

5 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条第1項の通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(報告及び調査)

第10条 市長がこの要綱に基づく利子補助金の交付に際し、災害復旧資金融資に関して報告を求め、又は災害復旧資金融資に関する帳簿、書類等を調査する場合は、中小企業者は、これに協力しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 利子補助金の交付を受けた中小企業者は、利子補助金の交付に係る関係書類を整備し、利子補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、利子補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月24日から施行し、令和元年10月12日から適用する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に利子補助金の交付があった場合における第11条の規定による報告及び調査並びに第12条の規定による書類の整備等については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行する。